

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(1 1 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年11月10日(火) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 9 名)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 長 森 健 樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 池田 幸正 | 4. 堀江 政由 |
| 5. 仁 木 紹 祐 | 6. 尾 島 宏 明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 筒 塩 清 美 | 10. 寺 元 久 郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大 塚 毅 |
| 13. 吉 野 夏 己 | 14. 高 山 一 英 | 15. 大 山 正 志 | 16. 植 本 幸 男 |
| 17. 竹 内 隆 一 | 18. 太 田 裕 恭 | 19. 山 下 英 男 | |

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 (8 名)

吉田 局長	高橋 次長	都井 主事	今井 主事
三宅 主査	小椋 主任	濃野 主幹	門村 主事

議 事

- 議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 55号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 56号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 57号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 58号 非農地証明願承認について
- 議案第 59号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 60号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 61号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 62号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第 10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 11号 農地改良届出書の受理について
- 報告第 12号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長 定刻が参りましたので、令和2年11月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。
それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長 みなさま、ご苦勞様でございます。11月に入りまして朝夕の涼しさが厳しくな
ってきております。体調管理に十分なお配慮を頂きたいと思っております。又、最近、県
北ではコロナ発生の報道が入ってきております。予防対策をしっかりして頂きたい
と思っております。それでは議事進行を始めます。運営委員会報告をお願いします。

太田委員 先ほど開催されました第8回運営委員会について、私から報告させていただきま
す。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等
を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明がある
と思っておりますので、よろしく申し上げます。

長森会長 以上、運営委員会の報告とさせていただきます。
はい、ありがとうございました。

岡田委員 続きまして、議事録署名人を指定させていただきます。7番小島委員、10番寺元
委員、お願いします。それでは、議事に入る前に報告をお願いします。先月、令和
2年岡山女性農業委員の研修会、備前地区、美作地区がありました。まず、備前地
区、岡田委員からお願いします。

長森会長 10月2日、農業委員女性部の研修会が、玉野市、道の駅みやま公園でありまし
た。耕作放棄地解消のため、水が少なく痩せた土地でも栽培できる雑穀の栽培に取り
組んでいました。半鐘屋さんとコラボして「もちきび」が商品化されています。
よろしかったら、こちら頂いてきたのでどうぞ見てください。その後、圃場をみせ
ていただきました。白小豆等を植えていました。去年から植えているということだ
でした。今年は一ヶ月ほど雨が降らなかったので生育が悪いそうです。収穫した白小豆
の行き先はまだ決まっていないそうです。特産品にするのはまだまだ時間がかかる
かなと思われました。どこも苦勞されているのがわかりました。以上です。

井家上会長代理 ありがとうございます。それでは続きまして美作地区研修会、井家上代理。
失礼します。美作市の研修会は津山市が主催しました。参加会員16名、事務局
10名でした。今回はここにおられる高山委員の圃場を訪問して、花卉、特に菊の
栽培につきまして指導頂きました。年間通じての栽培の仕方を簡単にかみ砕いて教
えて頂きまして高山委員さんにはとても感謝しています。いいお話を聞けました。
その後、加茂に行きまして酪農を主体として6次化をしている坂手ファーム様を訪
問しました。チーズ、ジャッキー、ソースを作られ、跡取りさんが平成30年に法
人化しています。2箇所とも、農業だけでは生計を立てられない時代に農業だけで
生計を立てられ、跡取りまでがいることに感銘しました。いい研修でした。

長森会長 以上美作地区の研修報告です。
ありがとうございます。

事務局(津山) それでは議事に入りたいと思っております。議案第54号農地法第3条の規定による許
可申請承認について事務局説明をお願いします。
それでは、議案第54号の説明をいたします。今回、津山地区から4件、久米地
区から1件、合計5件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2
ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
1-1についてですが北園町の68歳の男性から、吉見の70歳農業を営む男性
への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-2についてですが、近長の82歳の女性から、同じく近長の7
7歳左官の男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-3についてですが、日上の63歳の男性から、同じく日上の7

7歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、上田邑の79歳の男性から、同じく上田邑の82歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。譲受人の取得後の経営農地の合計は、下限面積30アールを満たしていませんが、今回申請のあった土地は譲受人が所有する農地と一体として耕作するほうが効率的に利用できる形状であることから、農地法施行令第2条「農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外」のうち、第3項第3号の規定の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当するため、問題はないものと考えます。

以上、津山地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、美咲町の70歳の男性から、久米川南の53歳会社役員
の男性への、増反による所有権移転です。久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第54号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。

高 山 委 員

14番高山です。1-1について、渡人は農業を辞めておられるということで地元にもおられません。受人が以前から利用権を付けて耕作されています。1日に見ましたが、きれいに耕作されて問題ないと思います。

小 島 委 員

7番小島です。1-2、受人はしっかり農業されています。よろしくをお願いします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-3について、受人はしっかり農業をされている方なので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

池 田 委 員

3番池田です。1-4は受人の家の前の土地です。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

大 塚 委 員

12番大塚です。5-1は事務局の説明通り問題ないと思います。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

*

ありません。

長 森 会 長

無いようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

*

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

はい。賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第55号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願います。

事務局（津山）

それでは、議案第55号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から1件、久米地区から2件、合計4件の申請です。議案書のページは3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・河辺の田、289㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は、河辺にお住いの80歳農業の男性です。申請地を露天資材置場及び露天駐車場を整備し、貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水につい

ては、表面を碎石敷きとし自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町青柳の田、1,000㎡についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、木造平屋建て全高7m程度のミニライスセンター1棟と農機具置場です。転用事業者は、加茂町青柳にお住いの72歳農業の男性です。効率的な農業の経営のために、夜間も管理しやすい自宅に近い申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側、北側は隣地の方が高く、西側は現在の法面を利用し、雨水排水は既存の排水路に流し、また、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・南方中の田、263㎡、追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は敷地の拡張で、施設の概要は木造2階建て全高6m程度の車庫兼物置1棟、居宅1棟で、建ぺい率は26%です。転用事業者は南方中にお住いの67歳会社員の男性です。隣接する自宅横に車庫兼物置を増築する際に一部が申請地に入ってしまったっており、また車庫への出入りや資材置場が必要であるため使用していたものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、内側に排水路を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。柳町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・福田下の田、1,890㎡、追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設・農業用露天資材置場で、施設の概要は、木造平屋建て全高4m程度の農具庫・管理室及び鉄骨造平屋建て全高5m程度の飼料庫1棟、全高3m程度の育苗ハウス1棟です。転用事業者は桑上にお住いの71歳酪農業を営む男性です。隣接する牛舎の飼料置場・管理室が手狭となり、また育苗ハウス・WCSロール置場が必要であるため、使用していたものです。

転用にあたり、境界部分には畦畔があり、雨水排水は排水路及び沈殿槽を設け、既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。白山水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

議案第55号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございます。続きまして、地区担当委員から、ご意見をお願いします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-1、河辺の田ですが、資材置き場、駐車場として使われるそうです。地元でもしっかり話し合いをされておりますし、土地改良区からの許可を

もらっていますし問題ないと思います。お願いします。

山下委員 19番山下です。2-1、先ほど事務局が説明したとおりです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

筒塩委員 9番筒塩です。5-1について、事務局から説明がありましたが、特に問題はありません。

太田委員 18番太田です。5-2について、先ほど事務局から説明があったとおり、追認の農業用施設ということですが、後継者もいて問題ないと思います。よろしくお願いします。

長森会長 はい、ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*
長森会長 ありません。

*
長森会長 はい、ないようでしたので採決を取りたいと思います。本案について承認の方、挙手お願いします。

*
長森会長 ≪ 多数、挙手 ≫

事務局（津山） はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。続きまして議案第56号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第56号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転8件、久米地区から所有権移転1件、賃貸借権設定1件の計10件の申請です。議案書のページは、4ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の田、2,582㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地10区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。飯綱町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・八出の田、265㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.1m程度の居宅1棟で建ぺい率は24%です。転用事業者は、大谷にお住まいの31歳会社員の女性です。現在、アパートにて居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、父が所有する申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側にコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、北側及び東側に水路を新設し、集水桝を設け、既存排水路へ接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・二宮の畑、5,311㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場及び道路です。転用事業者は高野本郷に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。申請地西側近くで解体事業を営む会社の関連会社として不動産管理を行う転用事業者が、申請地を貸露天資材置場及び道路として整備し、関連会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、排水路及び集水桝を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

大東町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・二宮の畑、1812㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は、二宮にお住まいの69歳自営業の男性です。転用事業者は有価物の回収、再利用、再生利用を主な事業とする株式会社を営んでおりますが、近年受注が多く、生産量も増加し、既存の資材置場では手狭となっていることから、事業用地に隣接する申請地を露天資材置場として整備し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状を変更せず、雨水排水については、資材置場部分の周囲に土のうを配置するとともに自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・日上の田、309㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.7m程度の居宅1棟及びカーポート1棟で建ぺい率は33%です。転用事業者は、日上一お住まいの40歳会社員の男性です。現在、隣接する居宅にて義母と居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたこと、並びに義母の世話をするため、義母宅に隣接する申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側・南側は土羽打ちを行い、西側は水路を設け、雨水排水については、周囲に排水路を設け、新設する排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・日上の田及び畑、589㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.3m程度の居宅1棟、木造平屋建全高4.1m程度の離れ屋1棟及びカーポート1棟で建ぺい率は23%です。転用事業者は、日上一お住まいの62歳無職の男性です。現在、隣接する居宅にて母が居住しておりますが、高齢となり、また、家屋内の段差や通路幅、寒暖差等で不便な生活を行っており、解消を図るための家の改修には多額の費用がかさむことから、申請地に母と同居するためのバリアフリー住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側・北側は隣接地の方が高く、東側・南側は法面を設け、雨水排水については、既存の水路に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後、既存側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。日上市内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・河辺の田、2,454㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地10区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は岡山市北区に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の畑、690㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分

譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は鳥取市に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、南側はコンクリートブロック擁壁を施工し、東側は擁壁を設け、北側は隣接する市道まで盛土を行い、雨水排水については、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・宮尾の田、3,479㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的はホテルで、施設の概要は、鉄骨造3階建て全高13m程度のホテル1棟です。転用事業者は、東京都に本店を置く資本金10万円の合同会社で、主な事業は不動産業です。転用にあたり、境界部分については、安定勾配の法面で整形し、雨水排水については、敷地内に宅内枳を設置し、生活雑排水については公共下水道へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮尾町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えられます。

続きまして、5-2番・宮尾の田、316㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.6m程度の居宅1棟で建ぺい率は32%です。転用事業者は、南方中にお住いの26歳会社員と一方にお住いの27歳会社員のご夫婦です。現在、アパートにて生活していますが、子どもの誕生に伴い手狭となり、実家に近く、交通の便が良い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側及び西側は隣接地の方が高く、東側は擁壁を設置し、雨水排水については、既存水路に排水し、生活雑排水については公共下水道へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮尾町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えられます。

議案第56号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1ですが、現地は住宅化が進んでおりますので問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-2、先ほどの事務局の説明の通りで問題ないと思います。

池 田 委 員

3番池田です。1-3、推進委員の秋田さんより問題ないと聞いてます。

1-4について、これも問題ありません。

坂 本 委 員

1-5、1-6、1-7についても、事務局の説明の通りで、現地も問題ないと思います。

仁 木 委 員

5番仁木です。1-8について、東一宮の交差点に接した田んぼです。2面が道路、一面が住宅地に接していて、耕作のしにくい田んぼです。事務局の言うとおりで問題ありません。

大 塚 委 員

12番大塚です。5-1、5-2事務局の説明通りで問題はございません。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

	*			ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、賛成多数という事で議案通り承認されました。続いて議案第57号農地転用事業計画変更承認について上程します。説明をお願いします。
事	務	局		それでは、議案第57号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
				1-1番・日上の雑種地、961㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用事業者は岡山市北区に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は売電事業です。申請地において、事務所を建築するため、平成26年3月5日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませ、転用事業を進めておりましたが、グループ全体での事業効率等の観点から、本社を岡山市内に移転することになり、事業を中断しておりましたが、新規事業を推進するため、支店機能を有する事務所及び露天駐車場を整備するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分についてはコンクリートブロック擁壁を設け、雨水排水については側溝を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
				議案第57号の説明は以上です。
長	森	会	長	はい、ありがとうございます。只今、事務局からの説明がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。続いて議案第58号非農地証明願承認について上程します。筆頭者、説明をお願いします。
大	山	委	員	1区、大山です。1-1、林田は、山の頂上ということで耕作が難しく平成20年頃から所有者の資材置き場になっています。これは仕方ないと思います。
				1-2の総社ですが、これも急傾斜になっておりまして私も現地に行きましたが、耕作は難しいと思います。よろしくをお願いします。
高	山	委	員	14番高山です。1-3、先般に廣瀬推進委員と現地に行きました。両隣が宅地になっており、非農地証明申請を出しました。よろしくをお願いします。
小	島	委	員	7番小島です。1-4、これは平成14年頃、父親が宅地化したそうです。よろしくをお願いします。
坂	本	委	員	8番坂本です。1-5の八出の件ですが、先ほどの4条でお願いした土地の進入路で仕方ないなと思います。
				1-6の河辺、こちらと同じで進入路です。よろしくをお願いします。
寺	元	委	員	10番寺元です。2-1は加茂町樽井、これはもう山ばかりで、山の入り口で周辺は申請者のみ耕作しておりました。農業機械の仮置き場として使っており仕方ないかなと思います。
尾	島	委	員	6番尾島です。4-1、4-2について説明します。
				4-1は、先代の亡くなられた父親が母屋を建てられるときに取り込んでしまったということです。

			4-2も先代が長屋を建てる時に利用したということで、いずれもやむを得ないのでお願いします。
堀江	委員		4番堀江です。4-3、4-4ですが知識不足で既に倉庫が建ってしまっているということですのでよろしくお願いします。
			4-5も同じく駐車場が出来ています。仕方ないと思います。よろしくお願いします。
長森	会長		はい、ありがとうございました。ただ今、説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。
	*		ありません。
長森	会長		ないようなので採決を取りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森	会長		賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第59号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の説明をお願いします。
大山	委員		1区大山です。1-1野介代ですが、所有者の方は非常に忙しい方で耕作になかなか精が出ない。10年以上ほとんど耕作をしていない。草刈りをずっと他の方をお願いしていましたがもう出来ていないと言うことで仕方ないと思います。よろしくお願いします。
長森	会長		1-2上横野ですが先月に事務局と井家上委員と中井推進委員で現地に行ってきました。圃場整備されていると言うことでしたが、山しか見当たらず分かりませんでした。よろしくお願いします。
山下	委員		19番山下です。2-1と2-2について、10月19日会長、会長代理、私、事務局で行きました。写真も撮りましたが、ご覧の通り荒れ果てて仕方ないと思います。お願いします。
堀江	委員		4番堀江です。4-1、原野化していますのでよろしくお願いします。
岡田	委員		11番岡田です。4-2、4-3ですが、事務局、会長さん、会長代理さんと現地に行きました。仕方ないと思います。
			4-4についてこれも中村ですが、高齢化になって長いこと作られていない荒れた状態なので、仕方ないと思います。
大塚	委員		12番大塚です。5-1ですが、会長、会長代理、事務局と現地を確認してきました。この土地は以前、圃場整備をした土地ですが写真を見てもらえばわかる通り、今はどこがどこかわからなくなっている。私はこの問題について常に疑問に持っていました。莫大な金をかけて圃場整備をしたところが耕作放棄地になっている。一方で今も棚田を圃場整備している。農業委員会が問題意識をもって関係機関と連携し耕作放棄地にならないようにすることが必要だろうということを申し上げて、今回は仕方ないと思います。
太田	委員		太田です。5-2、5-3について、事務局、桂木推進委員と現地を見てきました。どちらも山に囲まれたところで耕作できなくなっても仕方ないかなと思います。よろしくお願いします。
長森	会長		ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何かご意見ございますか。
	*		ありません。
長森	会長		ないようでしたら、採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森	会長		賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第60号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局			議案第60号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
			議案書のページは、16ページから18ページです。16ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、阿波地区1

件、勝北地区1件、久米地区4件の合計11件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第60号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございますか。

*
長 森 会 長 ありません。

*
長 森 会 長 ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。

長 森 会 長 < 多数、挙手 >

議案第61号の説明は以上です。

事務局 賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案第61号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)についてを上程します。事務局から説明をお願いします。

議案第61号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)を説明いたします。

議案書のページは、19ページから21ページです。19ページに集計表を載せております。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区2件、加茂地区6件、勝北地区1件、久米地区4件の計13件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第61号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございますか。

*
長 森 会 長 ありません。

*
長 森 会 長 ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。

長 森 会 長 < 多数、挙手 >

議案第62号の説明は以上です。

事務局(津山) 賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案第62号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について上程します。事務局から説明をお願いします。

失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。正誤表をお配りしておりますので、ご参照ください。誤植箇所ですが、議案第62号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見についての22ページの番号除外2につきまして、申出地の記載に誤りがありました。申出地を、「新野東1199-2」と記載しておりますが、正しくは「小桁82-1の一部」となりますので、「小桁82-1の一部」と訂正していただきますようお願いいたします。

それでは、議案第62号説明をいたします。議案書のページは、22ページから28ページです。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる、除外1から28の合計28件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。なお、用途変更3件につきましても、今後、転用届や転用許可が必要となることから記載しておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。参考として28ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について農振法第13条第2項で定められた5要件を記載しておりますので、簡単に説明させていただきます。1、利用することについて必要、適当な面積で代替える適当な土地がないこと。2、集团的農地の効率的な営農に支障がないこと。3、農地の集積や集団化に支障がないこと。4、水路等の土地改良施設の機能に支障がないこと。5、圃場整備等の土地改良工事が終わった翌年から8年経過していること、となっております。

この5つを全て満たしているという事が除外の要件となっております。用途変更を含めた31件につきましては、この5要件に関して問題ないものと考えており、変更もやむを得ないものと考えております。では、今後、転用等を行うものについ

ては、転用の実現性の観点から説明させていただきます。なお、転用等の内容が同じ様な案件は、まとめさせていただきます。

22ページから27ページの除外について説明いたします。まず、22ページの除外1から除外3、23ページの除外7から除外8、24ページの除外14から除外15、26ページの除外23から除外25、27ページの除外26についてですが、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。続きまして、22ページの除外4から除外5、23ページの除外6、除外9から除外10、24ページの除外11から除外13、25ページの除外16、除外18から除外20、26ページの除外21から除外22、27ページの除外27についてですが、第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。このうち、除外6、12、18、19、21、27につきましては、追認となっております。25ページの除外17についてですが、農地ではないため転用はありません。28ページの除外28についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。

続きまして27、28ページの用途変更について説明します。まず、用途1についてですが、追認によるものです。土地所有者の健康状態が思わしくなく、転用事業者がその農地（他2筆 全部で2反）の管理を効率的に行うために農業用倉庫を設置しているものです。用途2についてです。転用事業者は新規就農者としてブドウ栽培をしていますが、この農地でブドウのハウス栽培をするために加温用のプロパン庫を設置するものです。次に29ページの用途3についてですが、追認によるものです。申出者は幅広く農業経営をしておりますが、農業用車両等の保管場所が不足しているため農舎等の隣接地にて保管管理しているものです。

議案第62号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございます。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたら、

長 森 会 長
*
*
長 森 会 長

ありません。

ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第10号について説明します。議案書のページは29ページから30ページです。

今回は、相続によるものが4件10筆となっております。

また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。

報告第10号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございます。続きまして報告第11号農地改良届出の受理についてお願いします。

事 務 局

それでは、報告第11号の説明をいたします。

議案書のページで申しますと、31ページです。今回は、1件です。

5-1につきまして、久米川南の田4筆、5,902㎡の内204㎡について、ぶどう栽培のため、畦を除去して平地にするものです。

報告第11号の説明は以上です。

<p>長 森 会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>長</p> <p>局</p>	<p>はい、ありがとうございました。続きまして報告第12号農地転用届出の受理についてお願いします。</p> <p>それでは、報告第12号の説明をいたします。</p> <p>議案書のページで申しますと、32ページです。今回は、2件です。</p> <p>1-1につきましては、近長の畑、661㎡のうち195㎡に農業用倉庫及び農業用作業場を設けていたというものです。</p> <p>1-2につきましては、種の田、745㎡のうち199㎡に農機具庫及び農作業場を設けるというものです。</p> <p>報告第12号の説明は以上です。</p>
<p>長 森 会 長</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p>長 森 会 長</p> <p>事 務 局</p> <p>長 森 会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>長</p> <p>局</p> <p>長</p> <p>局</p> <p>長</p> <p>局</p>	<p>ありがとうございます。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員のみなさまから特段、何かございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>事務局はいかがでしょうか。</p> <p>ありません</p> <p>ないようですので事務局から次回の開催について説明します。</p> <p>事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、12月の定例委員会ですが、12月4日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、12月の定例委員会ですが、12月4日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。</p> <p>運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。</p> <p>事務局からの連絡は、以上でございます。</p>
<p>長 森 会 長</p>	<p>長</p>	<p>ありがとうございます。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
